

新市立病院建設基本計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

新市立病院建設基本計画策定支援業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3. 業務の目的

本業務は、市立うわまち病院の移転建替えに向け、政策医療、救急医療など地域における中核的な役割を担う新病院を建設するための基本計画を策定することを目的とする。

4. 履行場所

横須賀市健康部地域医療推進課（神奈川県横須賀市西逸見町 1-38-11 ウェルシティ市民プラザ 3 階）

5. 業務の内容

新市立病院の建設基本計画策定のために必要な調査及び成果物の作成

(1) 基礎調査

- ・神奈川県地域医療構想や神奈川県保健医療計画を踏まえた横須賀・三浦二次保健医療圏における医療環境や現在及び将来の患者動態
- ・診療報酬改定の動向分析

(2) 新病院の基本方針の策定

- ・策定済の将来構想を踏まえた新病院の基本方針（病床数、診療科目、診療機能など）

(3) 部門別計画の策定

- ・部門ごとに運用方針、業務内容、施設基準の条件、施設整備方針を策定

(4) 施設整備計画の策定

- ・配置概要（建物配置、駐車場計画等）
- ・建物概要（建物規模、部門配置計画、部門別面積、動線等）
- ・構造・設備計画（計画方針、災害対策方針等）
- ・医療機器の導入・移転計画（高額機器のリスト化や導入順等、医療機器の使用年限を考慮した、高額医療機器導入並びに移転計画）
- ・医療情報システム整備計画（基本方針、主要システム等）

- ・物品物流システム整備計画（基本方針等）
- ・基本計画図面の作成（配置、平面、日影、イメージ図等）
- ・新病院整備に係る関係法令の調査（下記（5）整備手法の比較検討「整備スケジュールの策定」に落とし込むことを想定）
- ・規模、建築面積、立地等が類似している病院建設事例の調査分析

(5) 整備手法の比較検討等

- ・事業範囲、事業方式、発注方法、リスク分担、事業スケジュール等の比較検討
- ・整備スケジュールの策定（基本計画以降の全体スケジュールや各段階・項目ごとの詳細スケジュール等）

※本計画における事業費節減及び工期短縮のための手法等を検討し、提案すること。

(6) 設計と条件書の作成

- ・全体規模、必要諸室一覧及び整備目標面積等
- ・整備手法に基づく工事区分・設計区分表の作成

(7) 収支計画

- ・概算事業費の算出
- ・事業収支シミュレーション（基本設計～竣工まで、当該地域の患者動態予測に基づく開院以降の収支見込みなどについて、資金調達、起債の償還計画、経営（収支）計画、C.F等）
- ・資金調達方法の検討

(8) 設計者選定支援

- ・基本設計の着手に係る準備（設計業者選定基準案の作成など）
- ・設計者選定関連資料の作成（工程表、募集要項、申請様式等）収支計画

(9) 打ち合わせ協議等

- ・本作業の作業工程、人員配置等について、作業実施計画書を作成し、進捗管理を行うこと。
- ・横須賀市が開催する関係者会議への出席及び会議録の作成、意見集約、調整
- ・基本計画策定に向けて必要となる調査及び資料の作成
- ・基本計画策定に向けて病院の各部門に対しヒアリングを行い、意見集約、課題抽出、解決策の提案等を行うこと。

6. 業務スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 整備手法の決定 | 平成 31 年 6 月中旬まで |
| (2) 概算事業費算出 | 平成 31 年 12 月中旬まで |
| (3) 設計と条件書の完成 | 平成 31 年 12 月中旬まで |
| (4) 基本計画策定 | 平成 32 年 3 月 |

その他の業務内容のスケジュールは別途協議の上決定する。

7. 提供する資料

- ・横須賀市立病院将来構想（平成 31 年 3 月策定予定）
- ・横須賀市立病院運営委員会からの答申書及び当該委員会におけるうわまち病院建て替え検討関係資料
- ・横須賀市立病院関係データ（病院年報、DPC データ、医事統計、財務諸表等）
- ・横須賀市病院事業会計関係データ（財務諸表等）
- ・新病院建設予定地の情報
- ・その他、本業務の履行にあたり必要な横須賀市が所有する資料（両者協議の上提供）

8. 成果品

- ・基本計画書（参考資料、バックデータを含む）及びその概要版（部数については別途協議とする）
- ・基本計画書（参考資料、バックデータを含む）及びその概要版を記録した電子媒体一式
- ・設計者選定支援関係資料（参考資料、バックデータを含む）一式
- ・設計者選定支援関係資料（参考資料、バックデータを含む）を記録した電子媒体一式
- ・打ち合わせ資料、作業実施計画書及び会議録一式
- ・打ち合わせ資料、作業実施計画書及び会議録のデータを記録した電子媒体一式
- ・その他、事務局が求める資料（両者協議の上）

9. 特記事項

- ・業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- ・納入される成果品に第三者が権利を有する著作物を含む場合、本市が使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。また、当該契約にあたっては事前に本市の承諾を得ることとし、本市は当該著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- ・本業務の履行に必要な分析等の資材、器具、消耗品等は全て受託者の負担とする。
- ・協力企業等の参加を得て本委託業務を遂行する場合は、あらかじめ届け出を必要とする。
- ・成果物、提出資料等に訂正事項等があった場合は、横須賀市の指示に従い、速やかに訂正し、再提出すること。

・成果物及び作業工程における印刷物、書類等に対する一切の権利は、横須賀市に帰属する。
また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、横須賀市の承諾を必要とする。

・受託者は、本業務履行にあたり横須賀市が提供する書類を、本業務の履行以外の目的で使用したり、許可なく複製したり、第三者へ提供したりしてはならない。但し、横須賀市の承諾があるときはこの限りではない。

・受託者は、業務の処理上知り得た秘密（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。

・仕様書に定めのない事項については、別途協議の上決定する。